

「プラスチック製買物袋の有料化のあり方について（案）及び小売業に属する事業を行う者の容器包装の使用の合理化による容器包装廃棄物の排出の抑制の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部改正（案）」に対する意見

[氏名] 水Do!ネットワーク
担当： 事務局長 瀬口 亮子
[住所] 東京都台東区東上野1-20-6 丸幸ビル3F
[電子メールアドレス] info@sui-do.jp

[意見]

レジ袋の使用削減のための小売事業者への有料化の義務付けは、これまでの容器包装リサイクル法の見直しにおいても、資源制約、地球温暖化防止の観点から長らく議論され、一部の事業者は先行して取り組みを実施してきた。

しかしながら、本省令案は、有料化よりも、バイオプラスチック等への素材転換を促進するための省令とも言える内容であり、根本的な見直しが必要である。

1) 厚さ 50 マイクロメートル以上の袋も対象とすべき

そもそも、レジ袋有料化は、資源制約の観点から、資源使用量のより大きいものを対象とすべきことは明白である。繰り返し利用されるかどうかは、消費者の意志次第であり、無償提供されれば、無駄な資源使用量の削減はなんら担保されない。また、昨今のマイクロプラスチック問題に依拠し、より劣化しやすい薄い袋を対象とする主張もあるが、必然的に下水を通して海に流出するマイクロビーズ等と異なり、レジ袋削減の制度設計は、不適切排出によるマイクロプラスチック問題に依拠すべきではない。

2) 海洋生分解性プラスチックも対象とすべき

レジ袋は必然的に海に流出するものではなく、海洋生分解性であっても、その製造過程において相応の資源・エネルギーが消費される。また、これらの袋はその他プラスチック製容器包装と一緒に排出されてもリサイクルは困難である。素材転換を理由に有料化義務を免れるべきではない。

3) 25%以上バイオプラスチックの袋も対象とすべき

25%以上バイオプラスチックを含んでいても、製造過程における資源・エネルギー

一消費はプラスチック製袋と変わらず、プラスチック容器包装と同様のリサイクルは困難であるため、環境的メリットは薄い。また、一見して100%石油系プラスチックとの違いはわかりづらいため、現場での混乱を招く。有料化をしたくない小売り事業者に用意された抜け道として利用され、使い捨て型ライフスタイルからの転換につながらないことから、これらの袋も有料化義務付けの対象とすべきである。

3) 対象事業者および実施時期

これまで、容器包装多量排出事業者として、報告義務の対象となっている事業者については、2020年7月からの施行は妥当であるが、それ以外の中小事業者については、施行時期を1年程度遅らせ、管轄機関、自治体等による周知、指導期間を設けることが、円滑な履行の確保のために必要と考える。